

活用方針・導入/活用までのステップ



VLP取組概要

■ VLP活用のねらい

不登校（傾向も含む）児童・生徒の社会との繋がり及び居場所、学びの場をつくる。

■ 対象生徒・児童

学校の教室又は別室登校、つばさ教室へ安定的に登校することができていない不登校の児童・生徒、みらい学園に在籍する児童・生徒のうち、社会との繋がり又は居場所、学びの場を求めている者

各種相談機関等どこにも関わりをもっていない不登校の児童・生徒

■ 運営時間

平日の午前 9 時から午後 5 時まで

■ 活用方法

チャットによる対話やゲーム等によりコミュニケーションを図ることで、児童・生徒の居場所づくりを提供する。

デキタスの活用して個別学習を行うことで、学びの場を提供する。



VLPの導入/活用までのステップ

- ① 「VLP事業利用希望申請書」を在籍校経由で、教育委員会に提出する。なお、在籍校経由での提出が難しい場合は、直接、教育委員会指導課担当指導主事へ持参または郵送で提出する。
- ② 教育委員会は、申込に至った経緯を児童・生徒及び保護者へ確認をいたします。経緯によっては、当該児童・生徒の在籍校にも事実を確認する。
- ③ 教育委員会で、当該児童・生徒のVLP利用が本人にとって望ましいか否か検討（アセスメント）する。
- ④ 教育委員会で、VLP利用が本人にとって望ましいとされた場合、教育委員会からVLPを利用するためのIDと初期パスワード等を案内する。VLP利用以外の支援が児童・生徒にとって望ましいとされた場合は、担当指導主事から当該支援を案内する。

活動・取組み内容

活動・取組み内容

【導入前】

学ぶ意欲はあるものの、在籍校への復帰が困難となっているこどもたちを対象とした「学びの多様化学校分教室 みらい学園」の体験スペース「プレみらい」へ所属する児童・生徒を対象に、本事業を利用することとした。

個人情報保護審議会の審議を経て、校長会で本事業について周知した。すでに本事業を実施している自治体の通知等を参考に、学校及び保護者に通知及び申込書を発出した。

ICT教育推進専門員、学びの多様化学校運営員、みらい学園SC、指導主事からなるVLP運営委員会を立ち上げ、運営方法について議論し、役割分担等を決定した。

【導入初期】

「デキタス」と「みんなでプログラミング」を中心に、オンライン支援員とVLP運営委員による児童・生徒とのコミュニケーションを図る場とした。

【運用期】

児童・生徒同士が交流する機会を増やすため、定期的にVLP交流会を設けた。また、桃太郎電鉄教育版を採用し、児童・生徒がオンライン支援員にPWを聞いて取り組めるようにした。

申込書には、保護者のメールアドレスを記入する欄を設け、VLP運営委員から直接保護者にイベント等の情報を伝えられる環境を整えた。



成果/好影響・次年度以降の方針・利用者の声

成果/好影響

本事業に参加している児童がチャットで「先生生きる意味というものは何ですか」と書き込んだことを、運営委員が見つけた。指導課はその報告を受け、自殺企図の可能性があると危機感を覚え、当該児童の保護者に架電した。保護者は当該児童が書き込んでいるときにそばで見えており、自殺等の意図を含んだ書き込みではないと話していた。そのお電話の中で、お子さんとともに対面でカウンセリングを受けたいとの申し出があった。VLP運営委員の学びの多様化学校分教室みらい学園初等部のSCと調整し、実際にみらい学園初等部でお子さんのカウンセリングを実施することができた。また、このお子さんは、カウンセリング後にみらい学園初等部の活動を体験入室につながることができた。

次年度以降の方針

- ✓ 定期的な交流の場として交流会やVLP操作説明会を継続して開催・周知し、何人かの児童・生徒が集まる機会が増えるようにする。
- ✓ VLPを利用する児童・生徒を対象として、釣りや海岸参画を中心とした体験活動を計画している。
- ✓ Google Classroom等を活用し、児童・生徒及び保護者の声を集められる環境を整える。また、そのニーズに応え、児童・生徒一人一人に合わせた支援ができるようにする。

利用者の声



児童・生徒

- VLP交流会で、「絵しりとり」や「だるまさんがころんだ」をやって、楽しかったです。
- 自分が参加した「絵しりとり」の作品が掲示されていて嬉しい。
- 自分がログインしたときに、ほかの友達が何人かいるのにぎやかでいいと思う。



教職員や保護者等

- デキタスを活用して、自分のペースで学習している様子が見られた。
- 家で閉じこもっていただけだったが、オンライン上で大人とかかわる機会ができて安心した。
- ログインをしても、支援員さんしかいなくて、寂しさを感じる。

別紙2

令和6年*月*日

保護者 様

大田区教育委員会

オンライン上の仮想空間（VLP 空間）を活用した登校支援について

日頃より区の教育施策に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

大田区教育委員会では、この度、東京都教育委員会の VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）事業へ参加し、登校支援の更なる充実を図ることとしました。つきましては、本区における VLP 事業を下記のとおりに実施することとしましたので、御案内いたします。

記

1 目的

不登校（傾向も含む）児童・生徒の社会との繋がり及び居場所、学びの場をつくるため。

2 内容

オンライン上に用意した仮想空間（VLP 空間）で、児童・生徒同士の会話又は児童・生徒と心理相談員等との会話や相談、学習活動の機会を提供する。

3 対象

次のいずれかの条件に該当する児童・生徒のうち、教育委員会が認めた者

- (1) 学校の別室へ安定的に通室することができない不登校の児童・生徒のうち、社会との繋がり又は居場所、学びの場を求めている者
- (2) つばさ教室へ安定的に通室することができない不登校の児童・生徒のうち、社会との繋がり又は居場所、学びの場を求めている者
- (3) 各種相談機関等とどこにも関わりをもていない不登校児童・生徒
- (4) みらい学園に在籍する児童・生徒のうち、一時的な休息をとるために社会との繋がり及び居場所、学びの場を求める者

4 開始日時 令和6年6月10日（月）午前9時から

5 利用申込方法

別紙1を在籍校へ提出する。

なお、在籍校経由での提出が難しい場合は、直接、大田区教育委員会指導課担当指導主事へ持参または郵送で御提出ください。

6 利用開始までの流れ

別紙1提出以降の流れは、次のとおりとします。

- (1) 教育委員会から申し込みに至った経緯を児童・生徒及び保護者へ確認をいたします。経緯によっては、当該児童・生徒の在籍校にも事実を確認いたします。
- (2) 教育委員会で、当該児童・生徒の VLP 利用が本人にとって望ましいか否か検討（アセスメント）します。
- (3) 教育委員会で、VLP 利用が本人にとって望ましいとされた場合、教育委員会から VLP を利用するための ID と初期パスワード等を御案内します。VLP 利用以外の支援が児童・生徒にとって望ましいとされた場合は、担当指導主事から当該支援を御案内します。

7 利用可能時間

平日の午前9時から午後5時まで

（年末年始（12月29日から1月3日まで）は除く）

8 その他

- (1) VLP 空間には、在籍校等から貸与されたタブレット端末でログインしてください。その他の端末でログインした場合、当該端末の操作に関する質問は受けられません。なお、利用者側の通信環境に関する質問には答えることができません。利用者側で直接、利用している通信事業者等へ確認してください。
- (2) VLP 空間内での疑問は、空間内にいるオンライン支援員等のアバターへ質問してください。
- (3) VLP による支援の終了を希望する場合は、担当指導主事へ相談してください。
- (4) 右の二次元コードから、VLP に関する紹介動画を視聴できますので、御覧ください。
- (5) その他、御不明な点は担当指導主事へお問い合わせください。



【担当】

大田区教育委員会事務局
指導課 担当指導主事 原口・桑原
TEL 03-5744-1435

別紙 1

大田区教育委員会 御中

大田区 VLP 事業利用希望申請書

以下のとおり VLP 事業の利用を希望します。

申請日	年 月 日
利用希望者名	(氏) (名)
在籍学校名	学校
在籍学級	年 組
希望者の保護者氏名	(氏) (名)
電話番号 ※平日の日中に連絡の取れる番号を記載してください。	
メールアドレス	
VLP の利用を希望する理由	

.....(以下は記載しないでください).....

受領日	年 月 日
保護者と連絡がとれた日	年 月 日
申請内容の補記	
その他備考	